

■料金表（グラウンド・運動場）

区分		単位	金額	備考
市民運動場	グラウンド	1時間につき	220円	
	夜間照明	30分につき	1,540円	
中津川公園多目的広場	グラウンド	1時間につき	1,100円	全面
		1時間につき	550円	半面
		1時間につき	380円	1/3面
	夜間照明	全面30分につき	1,540円	全面
		半面30分につき	770円	半面
椋の湖総合グラウンド	グラウンド	1時間につき	310円	利用面積が全面の2分の1未満のときは、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
	夜間照明	30分につき	1,050円	
川上運動公園	グラウンド	1時間につき	220円	
	夜間照明	30分につき	790円	
加子母ふるさと総合体育広場	グラウンド	1時間につき	210円	
	夜間照明	30分につき	810円	
加子母ふるさと体育広場	グラウンド	1時間につき	210円	
	夜間照明	30分につき	810円	
付知グラウンド	グラウンド	1時間につき	210円	
	夜間照明	30分につき	790円	
付知河川公園グラウンド	グラウンド		無料	
福岡北運動場	グラウンド	1時間につき	210円	
	夜間照明	30分につき	790円	
蛭川運動公園グラウンド	グラウンド	1時間につき	160円	
	夜間照明	30分につき	1,050円	
蛭川ひとつばたご広場	多目的広場	夜間 1時間につき	330円	昼間は無料とする。 本市の住民以外の者が使用する場合は、半日1,100円、1日2,200円、夜間1時間550円とする。
馬籠総合グラウンド	グラウンド	1時間につき	780円	全面
		1時間につき	390円	半面
	夜間照明	1回につき	3,720円	
坂本北運動広場			無料	
恵下グラウンド			無料	
湯舟沢スポーツ広場			無料	

備考

- ・本市の住民以外の者が使用する場合は、使用料を5割増額する。（夜間照明施設、冷暖房料及び各施設ごとに規定のある場合を除く。）
- ・前項の使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- ・使用時間の端数は、表中の時間単位ごとに切り上げて計算する。
- ・営利を目的として使用する場合における使用料の額は、使用料の5倍の額とする。（中津川公園多目的広場、馬籠総合グラウンドを除く）